

お知らせ

子育て世帯への各給付金の申請はお済みですか

申請期限 2月28日(火)

子育てゆめるん課 ☎ 43-5219

長期化するコロナ禍や物価高騰などの影響を強く受けている子育て世帯等を応援するため、給付金を支給しています。まだ申請がお済みでない人は、お早めにお手続きください。

子育て世帯生活支援特別給付金(国の給付金)

▽申請が必要な人

- ①ひとり親世帯
 - ・公的年金等を受けているため児童扶養手当を受けていない人
 - ・家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人
- ②ひとり親世帯以外
 - ・令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合20歳未満)を養育する父母等のうち、令和4年度住民税(均等割)が非課税の人、または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

※令和5年2月28日までに生まれた児童も対象

▽支給額

対象児童1人につき5万円

※収入が急変した人、高校生のみを養育する人、公務員などは申請手続きが必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください

▽申請期限 2月28日(火)

子育て世帯等生活応援給付金(市独自の給付金)

▽対象者

- ①18歳までの児童を養育する人
 - ※令和4年9月30日時点で児童または養育者が南あわじ市民であれば対象。令和4年12月31日までに生まれた新生児(出生時点で新生児または養育者が南あわじ市民)も対象
 - 令和4年12月31日時点で南あわじ市民かつ妊婦で、令和5年1月31日までに母子健康手帳の交付を受けている人
- ②対象児童1人につき1万円

※10月分の児童扶養手当または特別児童扶養手当の受給世帯は、世帯に1万円加算

▽申請手続きについて

- ①の対象者で申請が必要な人は案内を送付済み(新生児へは随時、案内を送付予定)
- ②の対象者には1月以降に随時、案内を送付予定

▽申請期限 2月28日(火)

※詳しくは市ホームページをご覧ください



お知らせ

新型コロナワクチン接種について

南あわじ市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ☎ 43-5671 / 健康課 ☎ 43-5218



接種の対象となる人へは順次案内文書を送付しています。接種は市内医療機関での個別接種となります。詳細は案内文書をご確認ください。

オミクロン株に対応したワクチン接種

▽対象者 初回接種(1回目・2回目の接種)が完了した12歳以上の人のうち、前回の接種から3カ月以上が経過した人

▽使用するワクチン オミクロン株(BA.4/5)対応型ワクチン(ファイザー社製またはモデルナ社製)

※これまでモデルナ社製ワクチンの対象者は18歳以上とされていましたが、12歳以上から接種可能となりました

小児(5歳~11歳)への3回目接種(追加接種)

▽対象者 小児用ワクチンの2回目接種日から、5カ月以上が経過した5歳~11歳の人

▽使用するワクチン

ファイザー社製 5~11歳用

1回目接種・2回目接種

▽使用するワクチン

武田社製、ノババックス

小児(5歳~11歳)への1回目接種・2回目接種

▽使用するワクチン

ファイザー社製、5~11歳用

乳幼児(生後6カ月~4歳)への接種

乳幼児向け新型コロナウイルスワクチンが薬事承認されたことを受け、南あわじ市でも生後6カ月~4歳までを対象とした乳幼児向けワクチン接種を開始しています。

乳幼児向け新型コロナウイルスワクチン接種券は保護者からの申請に基づき送付します。対象となる乳幼児の保護者に、順次「接種券発行申請についてのご案内」を送付していますので、詳しくは案内文書をご確認ください。

◆接種に伴う効果およびリスクなどの詳細は、厚生労働省「新型コロナウイルスQ&A」ホームページを参考にしてください



お知らせ

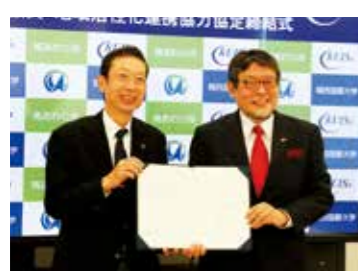
関西国際大学と協定 観光振興・地域活性化めざす

商工観光課 ☎ 43-5221

南あわじ市と関西国際大学が、観光振興や地域活性化に関する連携協力協定を締結しました。地域の課題解決や人材育成などに取り組みます。

同大学はこれまで、市内でフィールドワークやワークショップなどを実施してきました。さらに相互に協力し、継続的な発展に向けた取り組みを進めようとする協定の締結に至りました。

11月25日に市役所で協定締結式があり、守本市長と同大学の濱名篤学長が協定書に署名。守本市長は「学生の感性を生かし、地域の



協定書を取り交わした守本市長と濱名学長(右)

魅力を感じて観光産業に携わってもらいたい」、濱名学長は「南あわじ市は淡路人形浄瑠璃や渦潮、食べ物など資源が豊富にある。学生が地域で理解を深め、グローバルな視点も持つてくれれば」と話していました。

お知らせ

スマホ出張相談窓口 1月の予定

広報情報課 ☎ 43-5206

スマートフォンに関するお困りごとの解決をお手伝いするスマホ相談窓口。1月の予定は下表のとおりです。

窓口ではスマホミニ講座も実施中。電話で予約の上、ご来場ください。

開設時間

午前9時~午後4時45分

予約受付専用電話

☎0120-3333-857

※受付時間は平日の午前10時~午後7時

日程	場所
1月10日(火)	津井地区公民館
1月17日(火)	市地区公民館
1月24日(火)	北阿万地区公民館
1月31日(火)	丸山地区公民館

◆火曜日以外の平日は、市役所本館1階ロビーで開設しています

お知らせ

南あわじ市生活応援給付金

申請期限 1月31日(火)

給付金コールセンター ☎ 43-5920

昨今の物価高騰による負担増を踏まえ、世帯全員の市民税所得割額の合計額が一定基準未満の世帯に、給付金の案内を送付しています。

1月31日までに手続きを済ませていただくようお願いいたします。

支給対象世帯

基準日(令和4年9月30日)に、南あわじ市の住民基本台帳に記録されている人で、世帯全員の令和4年度の市民

税所得割額の合計額が9万7000円未満の世帯

※非課税世帯、生活保護世帯を除く

支給額

1世帯2万5000円

申請方法 対象と思われる世帯に、市から申請書を送付しています。内容を確認して、同封の返信用封筒で返送してください。

※添付書類が必要な場合があります

お知らせ

価格高騰緊急支援給付金

申請期限 1月31日(火)

給付金コールセンター ☎ 43-5920

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に、給付金の案内を送付しています。

1月31日までに手続きを済ませていただくようお願いいたします。

支給対象世帯

基準日(令和4年9月30日)に、南あわじ市の住民基本台帳に記録されている人で、世帯全員の令

和4年度の住民税が非課税の世帯

※住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除く

支給額 1世帯5万円

申請方法 対象と思われる世帯に、市から確認書または申請書を送付しています。内容を確認して、同封の返信用封筒で返送してください。

※添付書類が必要な場合があります